

平成28年度 京丹波町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

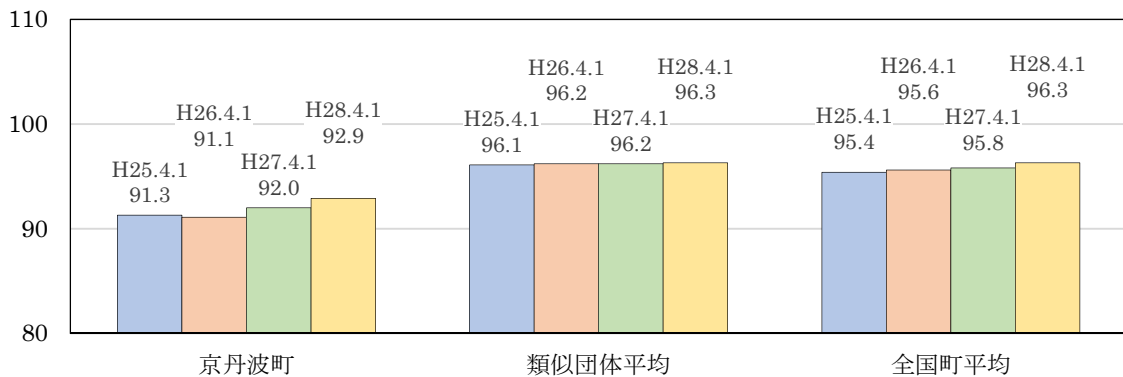
区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の人件費率
平成27年度	人 15,245	千円 11,461,740	千円 312,627	千円 1,773,025	% 15.47	% 13.21

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
平成27年度	人 199	千円 725,397	千円 155,882	千円 268,295	千円 1,149,574	千円 5,777	千円 5,602

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数の低い層の退職

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A - B	勧 告 (改定率)		
28年度	円 —	円 —	円 — (%)	% —	% △1.3	% 0.17

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較 差 A - B	勧 告 (改定月数)		
28年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.3	月 4.3

(注)「民間の支給割合は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

平成28年4月1日改定 平均1.3%の引下げ 経過措置（現給保障）：有（平成30年3月31日まで）

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準0%に対し、京丹波町においても0%

（実施時期） —

（参考）

	平成27年度 の支給割合	平成28年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H29.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%
京丹波町の支給割合	0%	0%	0%	0%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

減額措置の内容	
手 当	管理職手当：10%減額

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
京丹波町	42.1 歳	303,700 円	377,800 円	323,003 円
京都府	43.5 歳	330,730 円	417,366 円	381,393 円
国	43.6 歳	331,816 円	— 円	410,984 円
類似団体	41.6 歳	307,088 円	353,782 円	329,459 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料月額 円	平均給与月額 (A) 円	平均給与月額 (国比較ベース) 円	対応する 民間の 類似職種	平均年齢 歳	平均給与月額 (B) 円	A/B
京丹波町	51.1	2	303,200	332,100	323,700				
うち学校給食員	50.9	1	289,800	314,500	307,800	調理師	37.9	265,800	1.17
うち用務員	51.3	1	316,600	349,600	339,600	用務員	55.2	199,900	1.75
京都府	55.0	230	356,170	407,735	389,717				
国	50.4	2,876	287,447	—	329,358				
類似団体	48.8	9	287,016	310,283	297,782				

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
京丹波町	—	—	—
うち学校給食員	5,006,880	3,503,000	1.43
うち用務員	5,559,520	2,732,900	2.03

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成25年度～平成27年度の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
京丹波町	40.7 歳	291,880 円	326,872 円
京 都 府	41.3 歳	354,103 円	409,230 円
類似団体	40.4 歳	292,395 円	312,687 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 28 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分		京丹波町	京都府	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	185,600 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	150,900 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	144,600 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大学卒	176,700 円	207,300 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

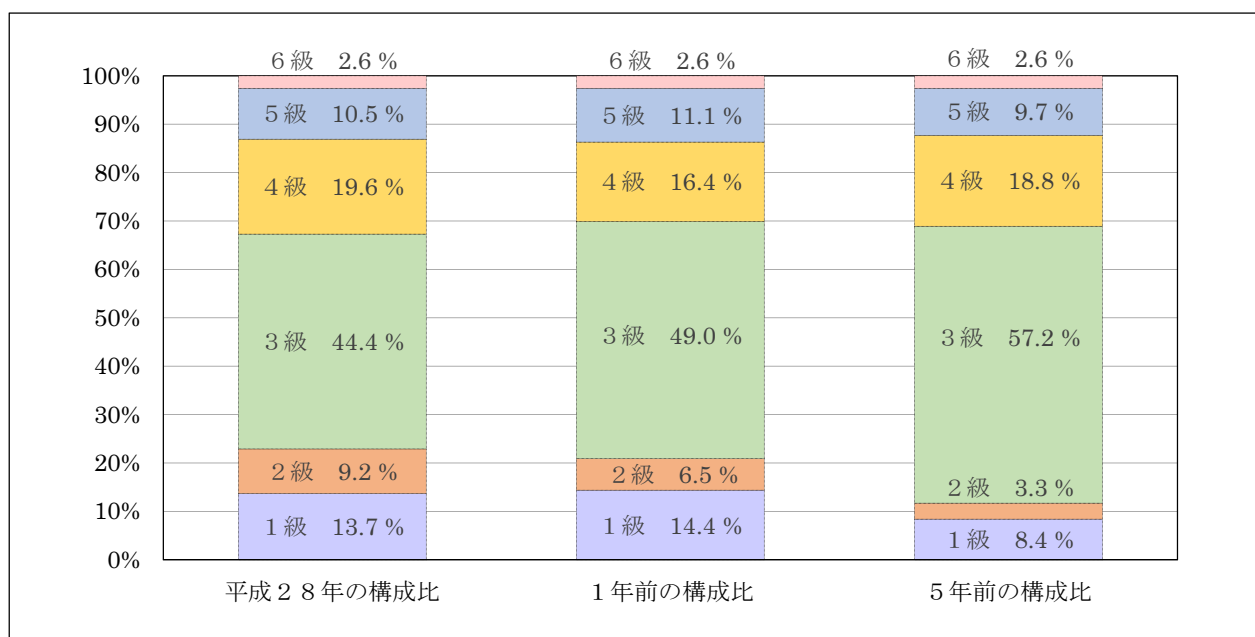
区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	273,900 円	329,000 円	360,700 円	379,600 円
	高校卒	220,000 円	305,000 円	336,300 円	364,400 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	289,800 円	316,600 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	1号給の 給料月額 (円)	最高号給の 給料月額 (円)
1級	(1) 主事補、主事、技師補又は技師の職務 (2) 保育士、保健師、栄養士又は教諭の職務 (3) 定型的な業務を行う職務	21	13.7	140,100	246,100
2級	(1) 主事又は技師の職務 (2) 保育士、保健師、栄養士又は教諭の職務 (3) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	14	9.2	190,200	303,000
3級	(1) 主査の職務 (2) 保育士、保健師、栄養士又は教諭の職務 (3) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 (4) 係長の職務 (5) 主任の職務 (6) (4)及び(5)の職務に相当し、又はこれらに準じる職務	68	44.4	226,400	348,800
4級	(1) 主幹、支所長補佐、課長補佐、室長、議会事務局長補佐の職務 (2) 学校給食センター所長の職務 (3) 事務長補佐、保健師長、保育所長補佐、幼稚園教頭の職務 (4) (1)から(3)までの職務に相当し、又はこれらに準じる職務	30	19.6	259,900	379,800
5級	(1) 会計管理者、支所長、課長、議会事務局長の職務 (2) 教育次長、事務長、保育所長、幼稚園長の職務 (3) (1)及び(2)の職務に相当し、又はこれらに準じる職務	16	10.5	286,200	391,800
6級	(1) 総括課長、参事の職務 (2) (1)の職務に相当し、又はこれらに準じる職務	4	2.6	317,000	409,000

- (注) 1 京丹波町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職務遂行能力・勤務実績等について評価を行い、評価の結果に基づき昇給を実施している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

京 丹 波 町	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,325千円	1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,694千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

基準日前6か月以内の期間における職員の勤務実績に応じ、支給している。

(2) 退職手当 (平成28年4月1日現在)

京 丹 波 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)	
(退職時特別昇給	なし				
一人当たり 平均支給額	14,775千円	—千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)	—			千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	—			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)	
—	— %	— 人	— %	
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	—			—

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)	32,087				千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	629,157				円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成27年度)	18.4				%
手当の種類 (手当数)	4				種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度決算)	左記職員に対する 支給単価	
防疫作業手当	防疫作業に従事する職員	防疫作業	0 千円	従事した1日につき 1,000円以内	
放射線取扱手当	病院・診療所・歯科に勤務する 医師及び放射線技師	レントゲン撮影業務	1,200 千円	町長が定める額	
医師等研修手当	病院・診療所・歯科に勤務する 医師及び薬剤師・理学療法士	医療技術業務	28,752 千円	町長が定める額	
危険手当	病院及び診療所に勤務する看護師	看護業務	2,135 千円	月額5,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成27年度決算)	87,470	千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	354	千円
支給実績 (平成26年度決算)	92,230	千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	374	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) である。

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算) (千円)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算) (円)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外1人につき 6,500 円 (配偶者がいない場合、扶養親族1人を11,000円) <ul style="list-style-type: none"> ・加算額 特定期間*1人につき 5,000 円 ※特定期間: 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	同		31,938	229,770
住居手当	借家で、月額12,000円以上の家賃を支払っている職員 (限度27,000円)	同		11,369	307,270
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 運賃相当額 ・自動車等利用者 片道 2km以上 5km未満 2,000 円 片道 5km以上 10km未満 4,200 円 片道 10km以上 15km未満 7,100 円 片道 15km以上 20km未満 10,000 円 片道 20km以上 25km未満 12,900 円 片道 25km以上 30km未満 15,800 円 片道 30km以上 35km未満 18,700 円 片道 35km以上 40km未満 21,600 円 片道 40km以上 45km未満 24,400 円 片道 45km以上 50km未満 26,200 円 片道 50km以上 55km未満 28,000 円 片道 55km以上 60km未満 29,800 円 片道 60km以上 31,600 円	同		27,026	110,762
管理職手当	給料月額 of 15/100 以内	異	給料月額 of 25/100 以内	13,513	422,281
休日勤務手当	1時間当たりの支給額×135/100	同		13,495	69,205

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等		
給 料		(参考) 類似団体における 最高/最低額						
	町 長	(675,000 円 750,000 円)	850,000 円 /				543,200 円	
	副 町 長	(558,000 円 620,000 円)	673,000 円 /				486,000 円	
報 酬	議 長	(300,000 円 300,000 円)	375,000 円 /				230,000 円	
	副 議 長	(230,000 円 230,000 円)	310,000 円 /				180,000 円	
	議 員	(210,000 円 210,000 円)	290,000 円 /				157,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(平成27年度支給割合) 3.1 月分 (平成18年度から10%減額して支給)						
	議 長 副 議 長 議 員	(平成27年度支給割合) 3.1 月分						
退 職 手 当		(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)			
	町 長	給料月額 (675,000 円) × 在職年数 × 530/100		1,431 万円	任期満了時			
	副 町 長	給料月額 (558,000 円) × 在職年数 × 315/100		703 万円	任期満了時			
	備 考							

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

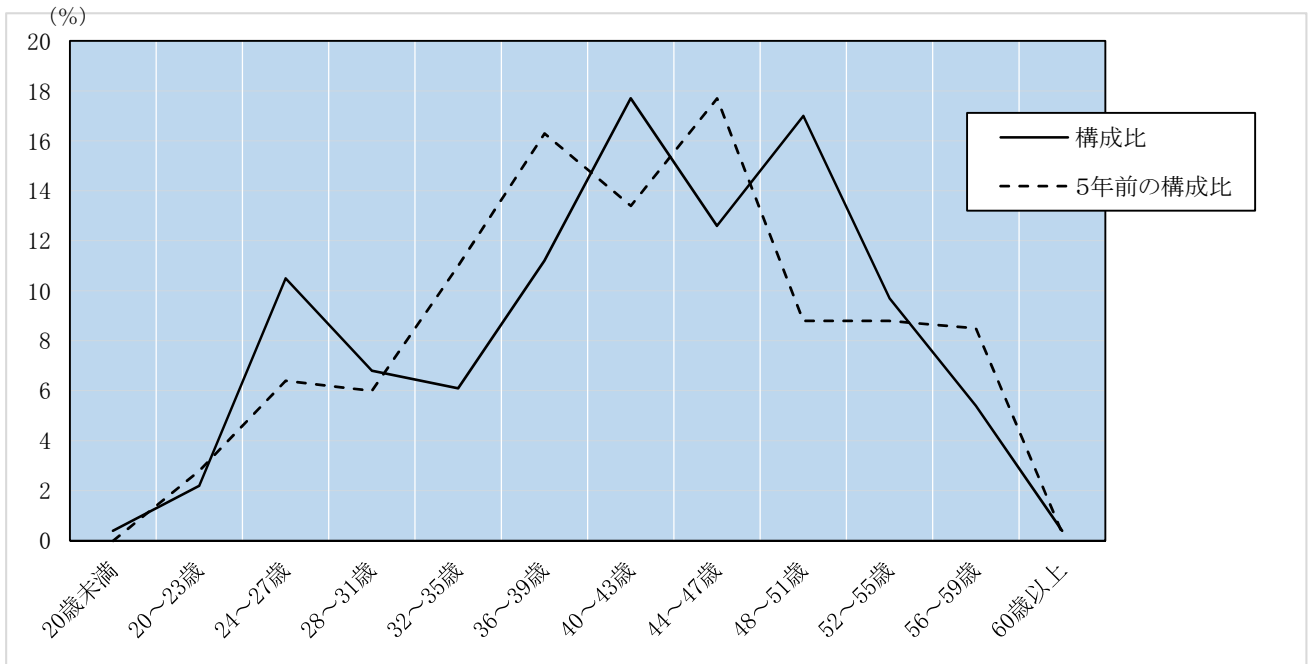
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	54	56	2	業務増
		税 務	12	12	0	
		農林水産	15	16	1	業務増
		商 工	6	5	▲1	業務減
		土 木	14	13	▲1	業務減
	民 生	50	51	1	保育士の補充	
	衛 生	18	18	0		
	計	172	174	2	(参考) 人口1万人当たり職員数 116人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 74.98人)	
	教 育 部 門	27	25	▲2		
	小 計	199	199	0	(参考) 人口1万人当たり職員数 142人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 90.63人)	
会 計 部 門 公 営 企 業 等	病 院	50	48	▲2	退職不補充	
	水 道	8	8	0		
	下 水 道	4	4	0		
	そ の 他	18	18	0		
	小 計	80	78	▲2		
合 計			279 [288]	277 [288]	▲2 [288]	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	6	29	19	17	31	49	35	47	27	15	1	277

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	174	173	174	171	172	174	0(▲ 0)
教育	30	29	28	27	27	25	▲ 5(▲16.7)
普通会計計	204	202	202	198	199	199	▲ 5(▲ 2.5)
公営企業等会計計	80	81	80	81	80	78	▲ 2(▲ 2.5)
総合計	284	283	282	279	279	277	▲ 7(▲ 2.5)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。